

大阪府知的財産戦略指針

目指せ！大阪発ナンバーワン・オンリーワン企業

平成22年11月

大 阪 府

目 次

はじめに	2
第 1 章 指針の基本的方向	3
I 指針改定の背景	3
II 指針の目指す方向	4
III 大阪産業の活性化に向けた知的財産支援戦略のあり方	4
第 2 章 大阪産業の活性化に向けた知的財産支援戦略	5
I 知的財産の創造に関する戦略	6
II 知的財産の保護に関する戦略	7
III 知的財産の活用に関する戦略	8
IV 人材の育成と企業意識の啓発に関する戦略	9
第 3 章 知的財産戦略指針の推進体制	10

注 1) 知的財産：発明や考案、意匠、著作物、商標、営業秘密（ノウハウ）等であり、事業展開や技術内容によって様々な戦略を構築し、付加価値や競争力を高めるもの。（「知的財産基本法」第二条第一項参照）

はじめに

米国の金融危機に端を発した世界同時不況も、幾分持直しの動きが見られるものの、大阪の経済、とりわけ中小企業を取巻く情勢は依然として厳しい状況に置かれています。また、わが国が人口減少社会に突入する一方で、アジア諸国の経済の台頭は著しく、大阪経済の活性化を図るためには、中小企業の国際競争力をつけることが必要不可欠であり、その切り札となるのが知的財産（注1）であると言えます。

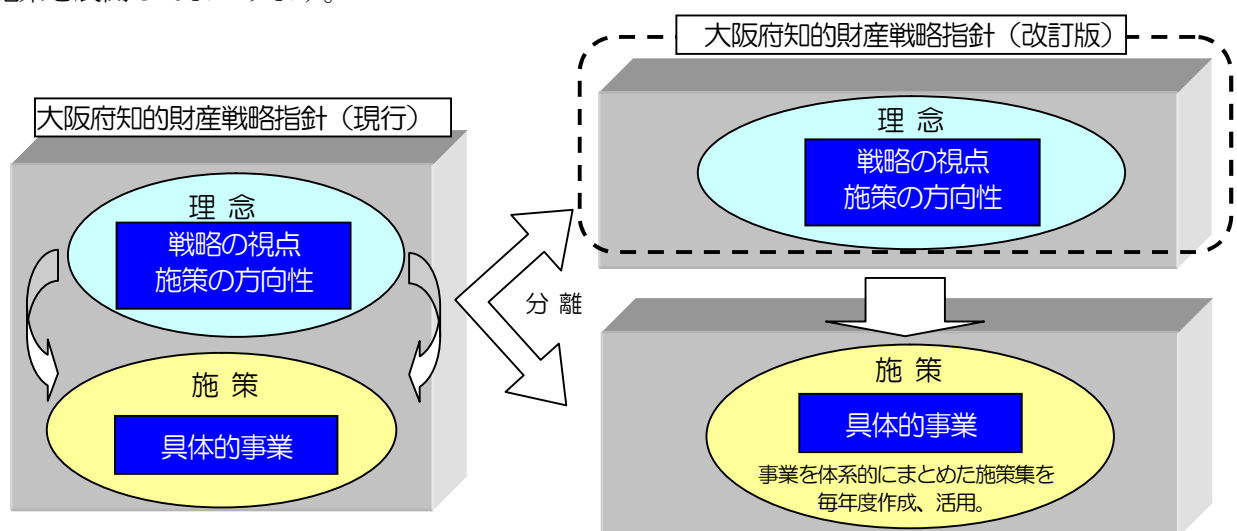
平成15年3月1日に施行された「知的財産基本法」では、知的財産の創造、保護及び活用に関する自主的な施策の策定・実施が地方公共団体の責務として規定されました。大阪府では、これを受け、平成16年2月に、知的財産の創造、保護、活用、知的財産に関連する人材の育成と府民意識の向上を柱に「大阪府知的財産戦略指針」を策定し、関西特許情報センターを核として、大阪産業の活性化に向けた知財施策を展開してまいりました。

その結果、府内中小企業の中には、知的財産の重要性を認識し、積極的に活用しようとする動きが見られるなど、大きな成果が得られたところではありますが、一方、このような動きは、まだまだ一部の企業に止まっていることから、より多くの企業に波及していくような取り組みが必要であります。

また、「大阪府知的財産戦略指針」策定後、知的財産を取り巻く環境も大きく変化してきており、これらに対応した見直しが必要となっていることから、同指針を改定するとともに、知的財産支援施策の抜本的な再構築を図ることといたしました。

なお、改定前の指針は理念編と施策編が一体となって、本府として知的財産の創造・保護・活用の促進、知的財産関連の人材の育成に向けて取り組むべき施策を打ち出していました。改定後の指針は理念のみとし、それを受けて施策を展開していくことといたします。

今後は、庁内部局はもとより、国、知的財産関連機関、市町村、商工会・商工会議所、NPO等、様々な活動主体との連携を緊密化し、新指針の下に、知的財産を活用した大阪産業の活性化に向けた施策を展開してまいります。



第1章 指針の基本的方向

I 指針改定の背景

大阪府では、平成16年に「大阪府知的財産戦略指針」を策定し、関西特許情報センターを核として、様々な施策を展開し、中小企業の知的財産の創造、保護、活用の促進を図ってまいりました。

しかしながら、指針策定後、経済のグローバル化、オープン・イノベーションの進展、情報のデジタル化・ネットワーク化の進展など、知的財産を取り巻く環境も大きく変化してきております。

とりわけ、企業の経営戦略において、知的財産が重要な位置を占めるようになっており、大企業に比べ、知的財産への取り組みが低調である中小企業への一層の支援が必要となってきました。

また、企業の海外進出が進む中で、アジア等における模倣品被害が年々拡大しており、これらに対処するための施策が求められています。

大阪府では、これまでの事業について、様々な角度から機能分析を行った結果、大阪府立特許情報センターにおける国内外約42万冊の紙公報の閲覧事業につきましては、公報の電子化やインターネット環境の進歩により、利用者が大幅に減少する状況となったことから、平成22年9月末日をもって廃止し、特許情報の検索については、インターネット等を活用した検索支援に移行することとしました。

そして、大阪府立特許情報センターをはじめ、知的財産関連機関が入居する関西特許情報センターにつきましても、平成22年度をもって閉館する予定であります。また、平成23年度からは、ものづくり企業の総合支援拠点であるMOBIO（「ものづくりビジネスセンター大阪」）（注2）において、大学や公設試験研究機関等の知的財産支援機関（注3）と連携した事業の実施など、知的財産支援施策を抜本的に再構築することといたします。

一方で、平成20年12月に策定された「将来ビジョン・大阪」において、大阪の将来像の一つとして「世界をリードする大阪産業」が位置づけられています。その中で「がんばる大阪の中小企業の応援戦略」として、ものづくり企業の技術革新が掲げられており、大阪発のイノベーションを知的財産面から支援する施策が必要と考えています。

これら様々な状況を踏まえ、中小企業における知的財産の取り組みをより一層促進することで、大阪の産業活性化を図るべく「大阪府知的財産戦略指針」を改定することといたしました。

注2) MOBIO（「ものづくりビジネスセンター大阪」）：

クリエイション・コア東大阪に設置した大阪府のものづくり支援拠点。大阪府ものづくり支援課を中心に、様々な機関がものづくり企業の支援を実施。

注3) 知的財産支援機関：中小企業等の知的財産の創造・保護・活用、人材育成に関する課題に対し、具体的な支援を実施する全ての機関。

II 指針の目指す方向

国におきましては、平成15年3月1日に施行された「知的財産基本法」に基づき知的財産戦略本部が設置され、毎年度、知的財産推進計画を策定しています。また、近畿では全国に先駆け、平成17年度に近畿知財戦略本部が設置され、知的財産の創造・保護・活用・普及啓発を始め、海外模倣品対策等の新たな課題への取組み等を行っており、大阪府も参画し、近畿知財戦略本部との連携強化を図っているところです。

大阪府では、平成16年に策定した「大阪府知的財産戦略指針」において、国との適切な役割分担及び区域の特性を生かした自主的な施策という観点の下、知的財産を活用した中小・ベンチャー企業支援施策を実施してまいりました。大阪は、数多くの元気なものづくり中小企業が集積しており、優れた技術を持った中小・ベンチャー企業が、大阪の産業を支えています。その技術力を保護、活用することで、大阪産業の更なる活性化が期待されることから、引き続き、中小・ベンチャー企業をメインプレイヤーとした施策を打ち出すことといたします。

また、「将来ビジョン・大阪」では、概ね2025年を目標に、世界をリードする大阪産業をはじめ、5つの将来像を掲げています。ビジョンの実現に向けて、次世代を牽引する産業への投資促進、オープン・イノベーションの動きに対応し、府内中小企業と大企業の連携促進等を図っていく上で、特許や商標、意匠など知的財産面の支援がますます重要となっています。

そのような中で、知的財産戦略（注4）を実践して、競争力を強化する企業を増やすことを、本指針の目指すべき方向として位置付け、ナンバーワン・オンリーワン企業の創出に向けた知的財産面での取組みを推進してまいります。

また、本指針では、知的財産の創造・保護・活用の促進、知的財産の保護等に携わる主体となるべき人材の育成と企業意識の啓発を図るために必要となる具体的な戦略をお示しします。

今後とも、知的財産支援機関との連携強化を図りながら、新しい指針の下に、知的財産を活用した大阪産業の活性化に向けた施策を展開してまいります。

III 大阪産業の活性化に向けた知的財産支援戦略のあり方

大阪産業が活性化するためには、事業所数で9割以上を占め、数量的にも主要なプレーヤーである中小・ベンチャー企業の経営革新や新規事業展開、創業を促進することが極めて重要です。

大阪は、優れた技術力で世界をリードするナンバーワン・オンリーワンの中小・ベンチャー企業が数多く集積し、極めて高いレベルの産業ポテンシャルを有しています。しかしながら、アジアをはじめ

注4) 知的財産戦略：最適な知的財産の生み出し方・守り方・活かし方。

めとした国々の技術力向上に伴い、価格競争の行き詰まりや模倣品被害が深刻化する現状において、中小・ベンチャー企業の国際競争力を高めることが必要不可欠です。そして、その際の切り札となるのが知的財産ですが、多くの中小企業では、知的財産に対する意識が十分でないと言われています。また、知的財産に対する意識があっても、資金面・人材面等の制約から、特許等の専任担当者や部署を置くことが困難な状況にあります。このため、個々の企業の知的財産に関する認知度や業種、社内体制等の状況に応じた施策を迅速かつ適切に実施することが求められています。

そこで、大阪府では、知的財産戦略を実践して、競争力を強化する企業を増やすことで、大阪発ナンバーワン・オンリーワン企業の創出を知的財産面から支援することを目的とし、施策ターゲットを次のとおり明確化いたしました。

1. 知的財産戦略実践企業

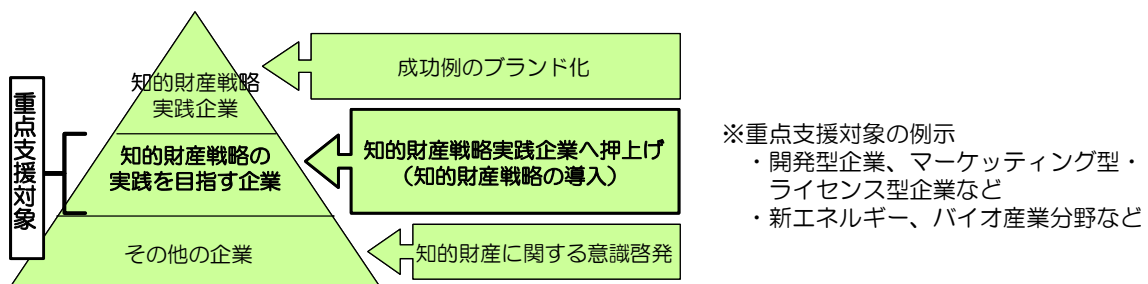
すでに知的財産戦略を構築した事業展開を実践している企業には、企業ステータス・ブランド強化に向けた国内外への情報発信を図ってまいります。

2. 知的財産戦略の実践を目指す企業

知的財産に対する意識はあるものの、知的財産の戦略的な活用の実践には至っていない、あるいは知的財産の戦略的な活用に取り組みたい企業を重点支援対象と位置付け、知的財産戦略実践企業へのステップアップを全力でサポートしてまいります。

3. その他の企業

企業の保有する技術の価値を再発見し、知的財産として活用できる企業に育成するため、知的財産に関する意識啓発に努めてまいります。



第2章 大阪産業の活性化に向けた知的財産支援戦略

大阪の産業を支える中小・ベンチャー企業を知的財産支援戦略のメインプレイヤーとし、知的財産の創造・保護・活用という「知的創造サイクル」を実現していくことで、大阪産業の活性化を図ってまいります。

本章では、知的財産の創造・保護・活用とそれを支える人材の育成に向けた知的財産支援戦略をお示しします。

I 知的財産の創造に関する戦略

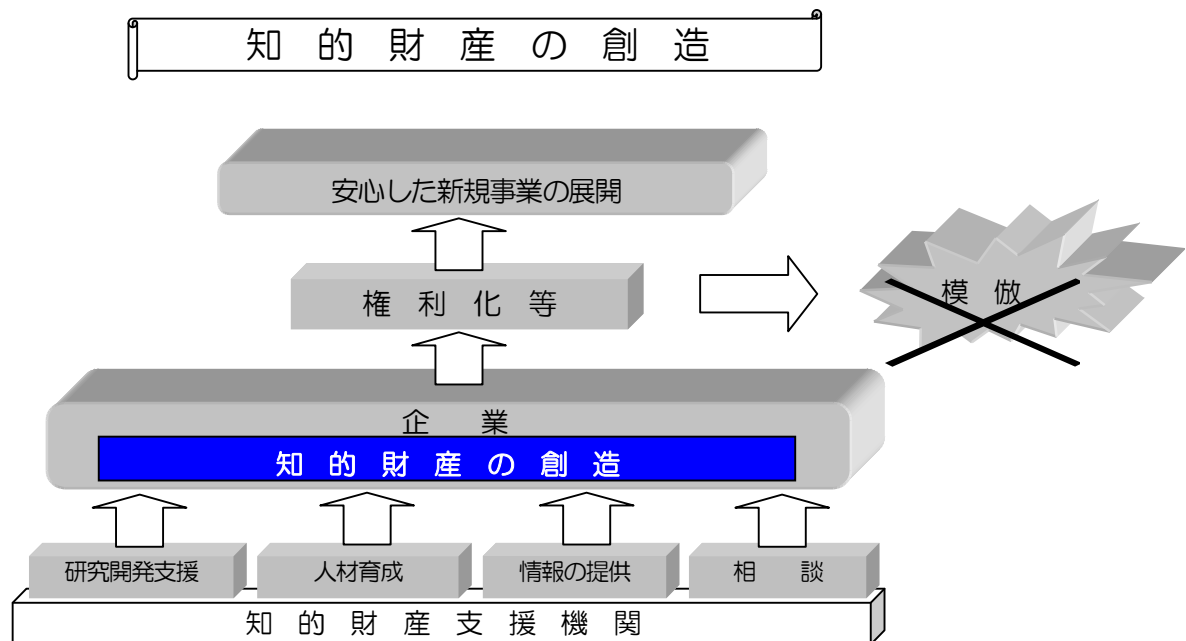
知的財産を活用した豊かな社会を実現するための第一段階は、知的財産を創造することにあります。新技術やアイデアを生み出すことはもちろんのこと、近年、マークやネーミング、デザインの創出についても業績向上に繋がる強みとして注目されてきています。

知的財産を創造する前段階として有用なのが、特許公報などの知的財産の情報です。これらの情報を活用することで、先行する事例や技術を徹底的に調べることが可能となり、知的財産創造への第一歩として、非常に効果的です。

また、知的財産を創造するには、その保護と活用を見据えた視点が重要と言えます。そのためには、知的財産に関する適切な知識と戦略を発明者や発明者の所属する組織が有することが必要となります。

大阪府では、中小・ベンチャー企業発のイノベーションや知的財産の創造が促進されるような環境整備に向け、以下の取組みを行ってまいります。

- 産学官連携による研究開発
- 府立産業技術総合研究所等による技術開発支援
- 知的財産に関する情報提供、相談機能の充実



II 知的財産の保護に関する戦略

創造された知的財産を適切に権利化することにより、自己の技術が無断で他者に使用されることを防止することができます。また、自身で独占的に事業化を図るのみならず、他者に対してライセンスを行うことにより、幅広い企業が新規の技術を利用でき、産業が活性化されるとともに、権利を保有する企業等はその利用者から実施料収入を得ることが可能となります。

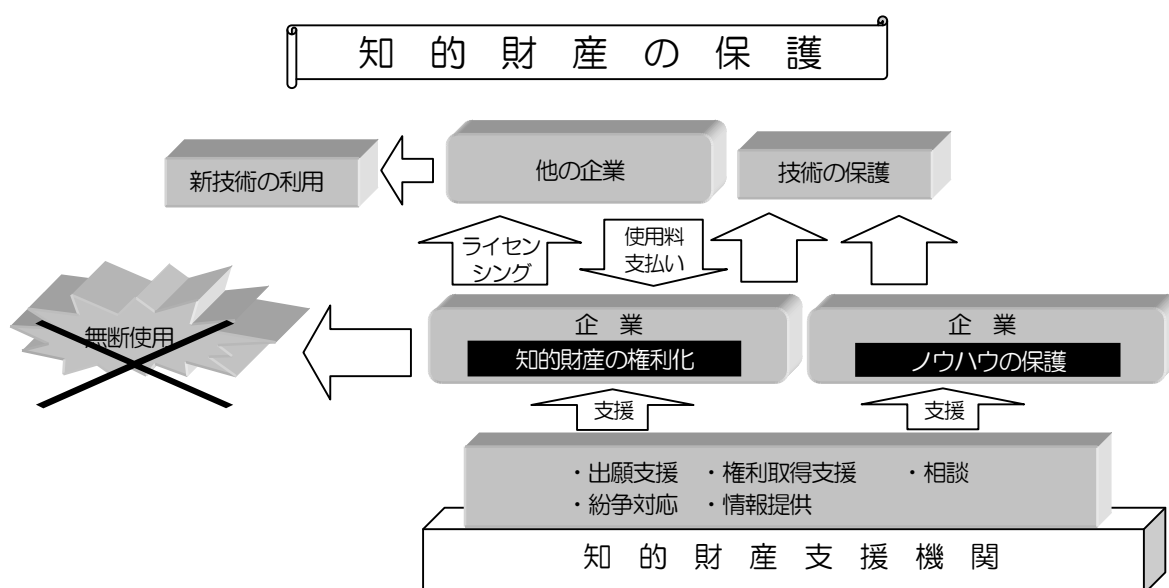
一方で、特許権の効力は出願した国にしか及びませんが、特許出願すれば、出願公開により、その内容が国内外に広く公知される状態となるため、海外での事業展開を考えている場合は、戦略的な権利化が必要となります。また、他社が独自に開発することが困難な技術や特許権の侵害発見が困難な技術については、特許を出願せずにノウハウとして秘匿する方が好ましい場合もあります。このように、知的財産の保護といっても、その後の事業展開や技術内容によって採るべき戦略は様々です。

平成21年の日本人による都道府県別特許出願件数を見ると、大阪府は46,105件で東京都に次いで全国2位であり、全国比15%の出願を行っています。ただし、前年比では約10%のマイナスとなっており、全国的に見ても年々減少傾向となっています（特許行政年次報告書）。

知的財産権に関しては、国が様々な法律によって保護しているところであり、大阪府としては、創造された知的財産を中小企業等が自ら適切に保護するため、以下の取組みを行ってまいります。

■関係機関との連携による知的財産の適切な保護の促進

■知的財産に関する情報提供、相談機能の充実



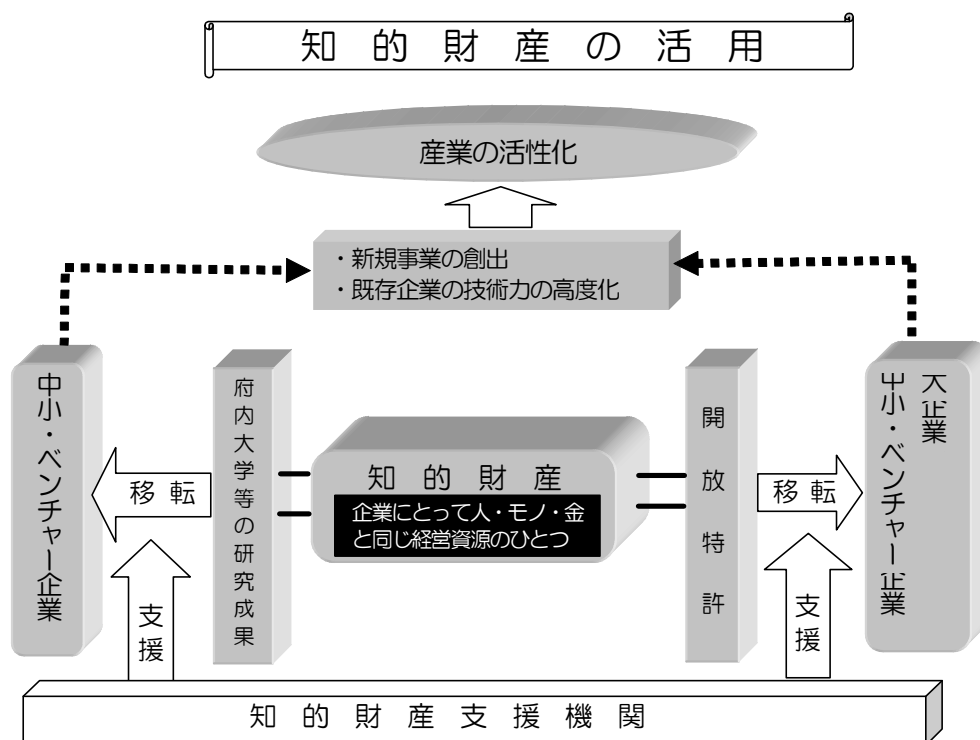
Ⅲ 知的財産の活用に関する戦略

企業にとって知的財産は人・モノ・お金と同じ経営資源のひとつであり、創造・保護された知的財産をいかにして活用していくかという点は、大阪経済の活性化を図る上で非常に重要なテーマです。

人材、資金を投資した研究開発の成果物である知的財産を自社で活用することはもちろんですが、他者に対してライセンスを行うことで、実施料収入を得ることもできます。一方で、他者の知的財産を活用することで、研究開発等の手間と労力を省いて付加価値の向上を図ることも可能となります。このように幅広い企業が知的財産を有効に活用することが、大阪産業全体の活性化に繋がるのです。

大阪府においては、特許流通アドバイザーによる開放特許の流通を通じた中小・ベンチャー企業の支援に加え、大学と企業との共同研究等を通じた技術移転の推進など、これまでも必要な施策を展開してまいりましたが、今後とも、知的財産を活用した新規事業の創出、既存企業の技術力の高度化を図るため、以下の取組みを行ってまいります。

- 産学官連携による技術移転の促進
- 知的財産の活用機会の提供等
- 知的財産に関する情報提供、相談機能の充実

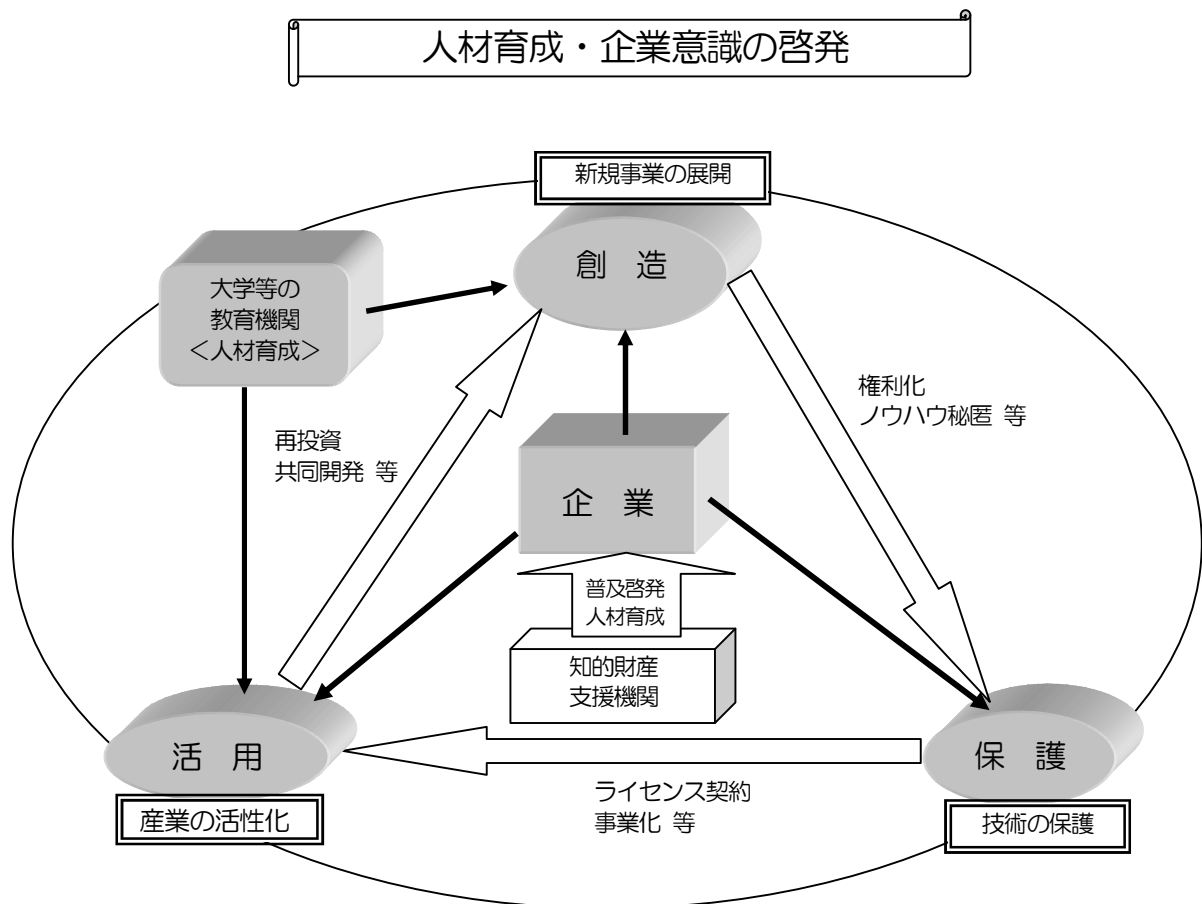


IV 人材の育成と企業意識の啓発に関する戦略

知的財産の創造・保護・活用の全てにおいて、成否の鍵を握るのは人材です。知的財産に関する各種施策や環境整備を行うと同時に、発明する者、実施する者、事業を支援する者など、様々な立場の人材を育成することにより、知的財産の創造・保護・活用という「知的創造サイクル」をより強固なものとしていくことが非常に重要です。

大阪府では、知的財産の創造・保護・活用を支える人材の育成と企業意識の啓発に向け、関係機関と連携し、以下の取組みを進めてまいります。

- 知的財産活用実践例の普及啓発
- 知的財産の創造、保護、活用に携わる人材の育成
- 知的財産に関する情報提供、相談機能の充実



第3章 知的財産戦略指針の推進体制

本指針については、知的財産を取り巻く環境の変化に対応するため、中小企業の方々のニーズや課題を的確に把握しながら、適宜適切に見直しを行うものとします。

また、本指針に基づく各種具体的施策は、事務局において、毎年度末に調査を行い、事業の実施状況を把握するとともに、新年度の事業を施策集として体系的にまとめ、ホームページ等で公表するものとします。これにより、知的財産に関する大阪府の施策を分かりやすくするとともに、中小・ベンチャー企業の皆様に情報提供し、より実践的に活用しやすいものといたします。